

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況.....	- 2 -
①学生の確保の見通し.....	- 2 -
ア 定員充足の見込み.....	- 2 -
イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要.....	- 3 -
ウ 学生納付金の設定の考え方.....	- 5 -
②学生確保に向けた具体的な取組状況.....	- 6 -
(2) 人材需要の動向等社会の要請.....	- 7 -
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）.....	- 7 -
②上記①が社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠.....	- 7 -

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

(設定した入学定員数の妥当性)

本研究科博士課程前期課程、博士課程後期課程の募集人員は、一般区分、社会人区分及び外国人区分を合わせて10名(収容定員20名)と一般区分5名(収容定員15名)である。研究指導の質の保証、その質の維持、学生同士が切磋琢磨して研究活動に取り組むことができる規模という観点から、他大学大学院の入学定員と比較しても、妥当な数だといえる。

(前期課程)

入学定員は10名、収容定員は20名である。現在は、コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻がスポーツウエルネス学に係る教育研究を担っているが、本研究科の設置に伴い、同専攻の入学定員を25名から15名に、収容定員を50名から30名に減少する予定である(2022年6月収容定員に係る学則変更届出予定)。過去5年間は、同専攻の志願者のうち、スポーツウエルネス学を志す学生は平均約6名である。また、2022年度6月末に届出書を提出予定の、本研究科の基礎となるスポーツウエルネス学部スポーツウエルネス学科(2023年4月1日開設予定)は入学定員を230名としており、現行のコミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科の入学定員110名の2倍以上である。従って、学部卒業後、本研究科に進学する者が現在よりも増加すると考えられる。さらに、新学部及び本研究科の新設により教育研究の多様化が実現できるため、より学生のニーズに沿った教育研究を行うことができる。以上のことから、定員を充足する見込みがあるといえる。

また、類似の教育研究を行っている近隣他大学院研究科の状況をみると、2021年度は、平均すると定員の7割を超える入学者数を確保している。今後の日本社会が超高齢化社会へ移行することにおいて、健康に関する取り組みを推進していく傾向がみられることから、更にスポーツウエルネス学に関する専門的知識を学ぶことを希望する人が増加すると考えられる。

(後期課程)

入学定員は5名、収容定員は15名である。前期課程と同様、現在は、コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻がスポーツウエルネス学に係る教育研究を担っている。後期課程については、同専攻の定員を減らすことなく、本研究科分を純増する。過去5年間は、同専攻の志願者のうち、スポーツウエルネス学を志す学生は平均約2名である。今後、基礎となるスポーツウエルネス学部スポーツウエルネス学科の入学定員が現在より2倍以上となるため、学部卒業後、本研究科の前期課程を経て後期課程に進学する者が現在よりも増加すると考えられる。さらに、前期課程と同様、新学部及び本研究科の新設により教育研究の多様化が実現できるため、より学生のニーズに沿った教育研究を行うことができる。以上のことから、定員を充足する見込みがあるといえる。

また、類似の教育研究を行っている近隣他大学院の状況は、前期課程と同様、2021年度は、平均すると定員の7割を超える入学者数を確保しているため、スポーツウエルネス学その他の類似の教育研究に対する関心が高いといえる。

(進学意向調査)

本研究科への進学意向に係る各種調査を実施したところ、博士前期課程及び後期課程ともに、入学定員を上回る数の進学希望者がいることがわかった(資料1)。新設するスポーツウエルネス学部の設置による基礎となる学部卒業生の増加を加味すると、開設年度である2023年度以降、安定的に学生確保の見通しがあるといえる。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(設定した入学定員数の妥当性)

本研究科と類似の教育研究を行っている他大学大学院の博士前期課程及び博士後期課程の入学定員は「○近隣他大学院研究科の定員充足状況」のとおりである。博士前期課程においては、法政大学（関連学部等入学定員 185 名）及び東洋大学（関連学部等入学定員 180 名）と同じ入学定員である。早稲田大学が 140 名（関連学部等入学定員 400 名）、順天堂大学が 61 名（関連学部等入学定員 600 名）、東海大学が 20 名（関連学部等入学定員 480 名）となっており、これらの大学と比較すると本研究科の定員は少ないが、研究指導の質を保証しつつ、その質を維持するため、妥当な人数であるといえる。博士後期課程においては、法政大学が 4 名、東海大学が 3 名と本研究科よりやや少ないが、早稲田大学が 30 名、順天堂大学が 14 名と多い。本研究科は 5 名としているが、学生同士が切磋琢磨して研究活動に取り組むことができる規模として、妥当な人数であるといえる。

(前期課程)

○現在のコミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻（M）の定員充足状況

コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻（前期課程）の、志願者数、合格者数、入学者数、入学定員、在籍学生数及び収容定員は下図のとおりである。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
志願者数	23	21	16	15	28
合格者数	12	12	8	9	12
入学者数	12	12	6	9	10
入学定員	25	25	25	25	25

また、2018 年度～2022 年度にスポーツウエルネス学を希望した志願者数は、右図のとおりである。過去 5 年間で平均すると約 6 名であるが、2021 年度は志願者が 10 名となるなど、直近 3 年間の平均は 8 名を超えている。また、新設するスポーツウエルネス学部の卒業生が進学する 2027 年度からは、基礎となる学部卒業生の（入学定員に基づく）数が現在の 110 名から 230 名となり、2 倍以上に増加するため、学部卒業後、本研究科に進学する者が現在よりも増加すると考えられる。さらに、現行のコミュニティ福祉学研究科におけるスポーツウエルネス学の教育研究は、より良いコミュニティ社会を福祉的な視点で探求する、コミュニティ福祉学研究の一部として展開しているが、スポーツウエルネス学部及び本研究科の新設により、下図のとおり教育研究の多様化が実現し、かつ、現行と比べてスポーツウエルネス学に関する専門科目を配置することができるため、より学生のニーズに沿った教育研究を行うことができる。以上のことから、入学定員 10 名を充足する見込みがあるといえる。なお、コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻に在籍している学生のうち、スポーツウエルネス学領域について研究を行っている者は、全員が本研究科に移籍する予定である。

年度	人数
2022	7
2021	10
2020	8
2019	4
2018	2
平均	6.2

現行の教育研究		本研究科設置後の教育研究
スポーツ社会学	→	スポーツ社会学
トレーニング科学、コーチング		トレーニング科学、コーチング
スポーツ生理学、神経科学		スポーツ生理学、環境生理学、神経科学
ウエルネスジェンダー学		ウエルネスジェンダー学

スポーツ栄養学	スポーツ栄養学
スポーツ医学	スポーツ医学
健康心理学	健康心理学
スポーツ方法学、フィジカルコーチ学	スポーツ方法学、フィジカルコーチ学
バイオメカニクス	バイオメカニクス
スポーツマネジメント	スポーツマネジメント
	環境教育学、野外活動
	生命科学、分子生物学
	スポーツ心理学、動機付け
	トレーナー科学
	スポーツビジネス
	スポーツデータサイエンス

○近隣他大学院研究科の定員充足状況（M）

類似の教育研究を行っている近隣他大学大学院の 2021 年度の入学者数等は下図のとおりである（各大学ウェブサイトから引用／早稲田大学大学院スポーツ科学研究科は 4 月入学と 9 月入学の合計数／東洋大学大学院ライフデザイン学研究科は健康スポーツ学専攻（修士課程）の数）。平均すると定員の 7 割を超える数の入学者が入学しており、当該教育研究に一定のニーズがあるといえる。

大学院名	早稲田大学大学院	法政大学大学院	順天堂大学大学院	東洋大学大学院	東海大学大学院	前期課程
研究科名	スポーツ科学	スポーツ健康学	スポーツ健康科学	ライフデザイン学	体育学	平均
入学者数	84	11	63	8	23	189
入学定員	140	10	61	10	20	241
充足率	60.0%	110.0%	103.3%	80.0%	115.0%	78.4%

（後期課程）

○現在のコミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻（D）の定員充足状況

コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻（後期課程）の、志願者数、合格者数及び入学者数は下図のとおりである。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
志願者数	9	5	7	6	1
合格者数	7	1	5	2	0
入学者数	7	1	5	2	0
入学定員	5	5	5	5	5

また、2018 年度～2022 年度にスポーツウェルネス学を希望した志願者数は、右図のとおりである。過去 5 年間で平均すると約 2 名であるが、年度によっては 3 名が志願している。また、新設するスポーツウェルネス学部の卒業生が前期課程に進学する 2027 年度からは、基礎となる学部卒業生の（入学定員に基づく）数が現在の 110 名から 230 名となり、2 倍以上に増加するため、学部卒業後、本研究科の前期課程を経て後期課程に進学する者が現在よりも増加すると考えられる。

年度	人数
2022	2
2021	0
2020	2
2019	3
2018	1
平均	1.6

さらに、前期課程と同様、教育研究の多様化が実現し、かつ、現行と比べてスポーツウェルネス学に関する専門科目を配置することができるため、より学生のニーズに沿った教育研究を行う

ことができる。以上のことから、定員を充足する見込みがあるといえる。なお、前期課程と同様、コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻に在籍している学生のうち、スポーツウエルネス学領域について研究を行っている者は、全員が本研究科に移籍する予定である。

○近隣他大学院研究科の定員充足状況

類似の教育研究を行う近隣他大学大学院の 2021 年度の入学者数等は下図のとおりである（前期課程と同様。ただし、修士課程のみの東洋大学大学院ライフデザイン学研究科健康スポーツ学専攻を除く。）。平均すると定員の 7 割を超える数の入学者が入学しており、当該教育研究に一定のニーズがあるといえる。

大学院名	早稲田大学大学院	法政大学大学院	順天堂大学大学院	東海大学大学院	後期課程
研究科名	スポーツ科学	スポーツ健康学	スポーツ健康科学	体育学	平均
入学者数	22	3	10	3	38
入学定員	30	4	14	3	51
充足率	73.3%	75.0%	71.4%	100.0%	74.5%

（進学意向調査）

本研究科への進学希望について、本学学生（コミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科 3 年生、4 年生、前期課程 1 年生、前期課程 2 年生）を対象としたアンケート調査を実施した。また、本研究科の担当教員を対象として、他大学の学生で本学研究科前期課程及び後期課程に進学を希望し、問い合わせを受けている又は研究計画書などについて指導しているかについて聞き取り調査を実施した。加えて、コミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科の卒業生 87 名に研究科への進学希望をメーリングリストと SNS による聞き取りで調査した。

その結果、進学を希望する者は博士課程前期課程で 10 名（ぜひ進学したい 3 名／進学したい 1 名／進学を検討している 6 名）、博士課程後期課程で 5 名（ぜひ進学したい 2 名／進学したい 0 名／進学を検討している 3 名）いることがわかった。そのうち、2023 年度入学希望の 4 年生は 5 名（ぜひ進学したい 2 名／進学したい 1 名／進学を検討している 2 名）、博士課程 2 年生は 2 名（ぜひ進学したい 2 名／進学したい 0 名／進学を検討している 0 名）であった。また、本研究科に就任予定の専任教員に対して学外から博士前期課程について 8 名、博士課程後期課程について 4 名の入学希望者から問い合わせがあり、既に志望理由等について相談を行っていることがわかった。加えて、コミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科卒業生に対してメーリングリストと SNS を使ってスポーツウエルネス研究科への進学希望を聞いたところ、前期課程への進学には 17 名が、後期課程への進学には 4 名が、興味があることがわかった。

以上を踏まえると、2023 年度開設時における進学希望者は、前期課程で 11 名（本学 4 年生で「ぜひ進学したい」又は「進学したい」と回答した者が 3 名、学外からの進学希望者が 8 名）、後期課程で 6 名（本学前期課程 2 年生で「ぜひ進学したい」又は「進学したい」と回答した者が 2 名、学外からの進学希望者が 4 名）となり、それぞれ入学定員を上回る結果となった。新設するスポーツウエルネス学部の設置による基礎となる学部卒業生の増加を加味すると、開設年度である 2023 年度以降、安定的に学生確保の見通しがあるといえる。

ウ 学生納付金の設定の考え方

本研究科の設立に際し、より多様な領域（分野）の教育研究を実現し、学生への研究指導を充実させるため、今後も継続して特色ある教育研究の実績をもつ教員の採用を検討しているところである。その

ため、現行のコミュニティ福祉学研究科より若干高い金額を設定した。

また、類似の教育研究を行っている近隣他大学大学院研究科、本研究科及びコミュニティ福祉学研究科の学費の一覧は下図のとおりである（各大学ウェブサイトから引用）。本研究科が位置するキャンパスの立地条件を加味しつつ、近隣他大学大学院研究科の授業料等と比較して著しく高い金額とならないよう配慮した結果、下図のような金額設定とした。

大学院名	博士前期課程						博士後期課程
	入学金	授業料	実験実習料	施設設備費	教材費	合計	授業料
A大学院スポーツ・システム研究科	240,000	770,000	30,000	234,000	30,000	1,304,000	1,060,000
B大学院スポーツ科学研究科	200,000	926,000	70,000			1,196,000	955,000
C大学院体育科学研究科	300,000	748,000				1,048,000	767,500
D大学院スポーツ健康学研究科	200,000	644,800	100,000	100,000		1,044,800	672,000
立教大学大学院スポーツウエルネス学研究科	225,000	723,000	15,000			963,000	696,500
立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科	225,000	690,000	15,000			930,000	671,000
E大学院体育学研究科	200,000	711,000			12,200	923,200	1,075,000
F大学院ライフデザイン研究科	270,000	450,000		90,000		810,000	520,000
G大学院スポーツ健康科学研究科	200,000	550,000	50,000			800,000	600,000

A:国士舘大学/B:早稲田大学/C:日本体育大学/D:法政大学/E:東海大学/F:東洋大学/G:順天堂大学

②学生確保に向けた具体的な取組状況

（学内進学を促進する取組み（特別進学制度））

現行のコミュニティ福祉学研究科と同様、学部3年次の秋学期に志願者の中から選考により選ばれた学生が、学部4年次に学部学生のままで本研究科博士課程前期課程の科目を履修し、前期課程進学後1年間で課程を修了することができる制度（特別進学制度）を設ける。

この制度は、3年次春学期までに、修得単位数が90単位以上であること、3年次春学期までの通算GPAが、2.8以上であること、大学院での指導を希望する教員の推薦を得ていること等の基準を満たした者に学部3年次に選考を行い、学部4年次に前期課程の科目の履修や卒業研究よりレベルの高い研究を行うことで、学内進学の活発化を目指すものである。年度初めの各学年に行うガイダンスにおいて、特別進学制度の説明を行うことで、学内進学の推進を図る。

また、本研究科の基礎となるスポーツウエルネス学部の設置（2023年4月開設）に伴い、高校訪問、高等学校での進学ガイダンス、高等学校教員対象入試説明会、オープンキャンパスの開催等において学部新設に向けた入試広報活動を行うが、これらの機会の際に特別進学制度についても合わせて説明することとし、本制度利用による学内進学者の増加を促進する。

（進学説明会の開催）

年に2～4回の大学院研究科進学説明会を開催する。新型コロナウイルス感染症の影響があることを想定し、対面とオンラインのハイブリッドで行うこととする。説明会では、研究科進学に関して、学費、入試事項等の詳細の説明に加えて、希望する指導教員との相談、現役大学院生による質疑応答等を行うことで、学部学生が大学院進学に対する具体的な検討ができるような内容とする。

（ウェブサイトの開設）

論文公聴会等の開催案内、教員紹介、修了生の声、学院論文一覧、その研究業績等を掲載し、研究科における基本的な情報とともに、本研究科のTOPICSを公開する。また、研究科の特徴や展開する研究テーマについての紹介や担当教員の情報を定期的な情報更新をしながら伝えていくことで、多くの学生や志望者に詳細な研究科の紹介を行うこととする。随時、情報を更新できるメリットを生かして、現在行わ

れている研究やイベントを紹介することで、学生が研究科で行われる教育研究内容に簡単に触れられるようにする。

（本研究科設置に伴う講演会等の開催）

スポーツクラブやパーソナルトレーナー等のプロアスリートに関わる人材、栄養関係や睡眠関係等の健康産業に関わる人材、スポーツ協会等の行政機関やウェルネスに関わる NPO 団体等を対象とするイベントであり、それぞれの分野で活躍する者と本研究科教員がスポーツウェルネス学分野の教育研究に係る将来への展望等について、意見交換を行う。これにより、それぞれの現場で活躍している者が、働きながら博士課程へ進学すれば、将来的にそれぞれの分野に更なる専門性を高めるような人材になれることを認識できるような内容とする。

（社会人学生に対応した時間割編成）

専任教員担当科目を5又は6時限に多く開講して、社会人が入学しやすい環境を整備する。**（資料2）**また、対面とオンラインのハイブリッド授業を用意し、社会人が受講しやすい環境を整備する。

（2）人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

競技スポーツにおけるハイパフォーマンスの向上とその達成は、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものであり、その達成のためには、スポーツの特性、技術の進化等に応じて、多様な科学的知見に基づくアプローチが不可欠である。

また、超高齢社会を迎えた我が国において、スポーツ活動を通じた個人の生きがいの創造や構築、豊かな人間関係や自然との関わりに基づく孤立の防止などを通して、総合的な健康観であるウェルネスの向上をいかに図るかななどの問題は、今後、国家的な問題としてますます重要性を増すことが確実視されている**（資料3）**。そのためには、スポーツを通じて、心身のバランスを整え人々のウェルネスの向上に貢献し、人間関係や自然との関わりにおいて健全でバランスのとれた社会を構築することが必要である。

これらのスポーツにおけるハイパフォーマンスの達成とスポーツを通じたウェルネスの向上を支えるためには、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するのスポーツ科学的知見ならびに身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウェルネス科学的知見を融合した高度なスポーツウェルネス学的知見が必要である。そこで本研究科では、学士課程教育における一般的並びに専門的教養の上に、スポーツウェルネス学の進展への寄与及びにそれを通じた社会貢献により、スポーツウェルネス学の分野で指導的な立場になる人材、誰もが快適で活力に満ちた社会の実現に積極的に貢献できる研究者及び高度専門職業人を養成する。

前期課程では、スポーツウェルネス学に関する高度な知識を有し、スポーツ推進とウェルネス向上に関わる自治体、地域、組織、企業等における事業や施策をリードできる高度な専門家として活躍する人材を養成する。

後期課程では、スポーツウェルネス学に関わる高度な研究能力と関連省庁及び関連機関、地方自治体のみならずグローバルなレベルでスポーツ推進ならびにウェルネス向上に関する課題解決に向けたリーダーシップと高度なマネジメント能力を有する研究者ならびに高度専門職業人を養成する。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

以下に記載した、現在の社会状況、2011年に施行されたスポーツ基本法の趣旨及びスポーツ人材に係る調査結果から、上記①は、社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであるといえる。

（現在の社会状況 ※「設置の趣旨等を記載した書類」「①設置の趣旨及び必要性」と同旨）

近年、スポーツをめぐる世界的状況は目まぐるしく変化しており、特に2021年8月から9月にかけて開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に代表されるスポーツイベントは、世界規模での経済的、社会的な影響を与え、スポーツが世界のグローバル化を助長する状況となっている。またスポーツは、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものとして、さらに人種、性別、年齢、言語、障がいの有無など、人間を区別してきた枠組みを身体的コミュニケーションと共感によってつなげる可能性を持つものとして、多様性（ダイバーシティ）に満ちた共生社会の構築とともに地域社会、ひいては国際社会における平和と友好に寄与することが益々期待されている（資料4）。

本研究科では「スポーツウエルネス学」を教育研究の中心に位置付ける。「スポーツウエルネス学」は、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するための理論と方法論の構築をめざす「スポーツ科学」と、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展させる理論と方法論の構築をめざす「ウエルネス科学」とを融合させた学問体系であり、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与することを目的としている。これらを踏まえ、本研究科では、主にスポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に関する教育研究を行うスポーツ分野と、主に心身の健康を探求し、維持・発展に関する教育研究を行うウエルネス分野に教育研究分野を区分し、その区分に応じた教員組織を整備する。また、修了後の進路に関連する、アスリートパフォーマンス、ウエルネススポーツ及び環境・スポーツ教育の3つ人材養成像を掲げる。さらに、修了後の進路にかかわらず、前期課程においてはスポーツ分野及びウエルネス分野の双方の授業科目を履修すること、後期課程においては正指導教員に加えて、副指導教員2名をそれぞれの分野から一人ずつ選択する。

人材養成像として、第一にアスリートのパフォーマンス向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（アスリートパフォーマンス）。一般に、スポーツはより高いパフォーマンスを競い合う競技スポーツと、ウエルネスレベルを高める目的で実践されるウエルネススポーツに大別される。競技スポーツにおけるパフォーマンスの追求は、人間の身体的・精神的な限界への挑戦であるが、医学の進歩及び技術が革新されていく現代においても、スポーツ現場での傷害発生をなくすことは難しく、周辺からの過度な期待や重圧から精神的に追い込まれるスポーツ競技者は少なくない。つまり、スポーツの進歩にも過度なトレーニングによる身体的・精神的障害を予防しながら、人間の有する潜在的可能性をより高いレベルまで追求するというウエルネス的な視点も必要となる。したがって、これからのアスリートサポートにはスポーツ科学だけではなくウエルネス科学の知見が不可欠であり、スポーツウエルネス学的知見を総合的に理解し、アスリートのハイパフォーマンスに貢献できる人材が求められている。

第二に、心身ウエルネスの向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（ウエルネススポーツ）。近年注目されるウエルネスは心身の健康だけでなく価値観や生きがいなども含めた多面的、総合的な健康観であり、例え心身に障害を抱えていたとしてもよりよい人生を歩んでいくための重要な指標となる概念である。OECD（経済協力開発機構）が2011年より開始した「OECDより良い暮らしイニシアチブ」では、「より良い暮らし指標」として、住宅や収入といった物質的生活状況だけではなく、社会とのつながり、環境の質、健康状態や主観的幸福といった生活の質もよりよい暮らしには重要であることが示されている（資料5）。すなわち、ウエルネスレベルを高めることは、人の可能性の追求に関連した成長や社会貢献などを通して実現される包括的な幸福感を高めることに繋がると考えられる。この点において、スポーツは多様な価値観を認め合いながら心身の健康や生きがい感なども高める総合的な活動

であり、心身の障がいの有無にかかわらずより良い人生を歩んでいくために重要なツールとなりうる。つまり、ウェルネスの向上には、スポーツの実施による心身の変化や運動参加への動機付けなどのスポーツ科学的な視点も必要となる。したがって、より高度なウェルネス社会の構築には、スポーツウェルネス学的知見を現場で実践的に活用できる人材の育成が不可欠である。

最後に、環境問題やサステナビリティ社会を念頭においた、スポーツを通じた人間教育を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（環境・スポーツ教育）。地球規模で自然破壊が進行し、人間の生活環境までも大きく変化する現代において、人と自然との調和に基づくウェルネス社会の実現に向けて、自然環境や生活環境のあり方を、サステナブルな視点から次世代に伝えていくことが求められている（資料6）。こうした環境のあり方を伝える上で、体力やメンタルヘルスの向上、生きがい感の高まりなどスポーツの持つポジティブな側面を社会に定着させ、逆に暴力など、スポーツと親和性が高いと考えられてきたネガティブな側面を一掃するためには、スポーツ教育の持つ役割が大きなものとなる。特に、スポーツによるウェルネス社会の構築のためにはスポーツの内在的・外在的価値を高めることができ、スポーツウェルネス学的知見に基づいたスポーツを通じた人間教育が重要となる。そこで、自然環境や生活環境のあり方に関する高度な知見を有し、スポーツの教育的価値を高め、子どもや運動・スポーツ実施者センタードの立場から、実施者の主体的な学びに寄与し、スポーツを通じた人間教育に貢献できる人材は、今後の自然環境や生活環境が調和した高度なウェルネス社会の構築に不可欠である。これらの人材の養成には、スポーツウェルネス学的知見を総合的に理解し、現場で実践的に活用できる理論と方法の確立が求められる。

このように、スポーツにおけるハイパフォーマンスの実現、ウェルネスレベルの向上及び自然環境と生活環境が調和したウェルネス社会の実現においては、スポーツウェルネス学に関する最新の科学的知見について理解し、現場におけるさまざまな専門家とも連携しつつ諸課題を解決し、個々のニーズに合った解決策を提示できる研究者及び高度専門職業人の養成が必要である。

（スポーツ基本法）

2011年8月24日に施行されたスポーツ基本法は、前文において、スポーツは世界共通の人類の文化であるとした上で、スポーツは、①国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものであること、②次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであること、③スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものであることを規定している。本研究科における人材養成像である、アスリートパフォーマンスは③に、ウェルネススポーツは①に、環境・スポーツ教育は②にそれぞれ対応するとともに、スポーツ立国の実現を目指す同法の趣旨に合致している。

（スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究報告書（令和2年度））（資料7）

スポーツ庁の委託により、株式会社リベルタス・コンサルティングが、「指導者、スタッフ等、スポーツに関わる人材の数、雇用形態、需要状況の全体像や課題を明らかにし、中央競技団体やその地方組織において強化活動や大会運営等を担う人材の活動環境に関する課題を抽出・検証するための、基礎的な調査研究を行うこと」を目的とし、アスリートを始めとするスポーツ界の多様な人材の一層の活用を図るための基礎的調査を行い、その結果を公表している。

競技団体、チームに対するアンケート及び指導者、審判員に対するアンケートによる当該調査結果のうち、「Ⅱ. スポーツ・パラスポーツに関わる人材に関する調査結果」の「4. トップリーグに所属する

クラブチームや企業所有チームの指導者・スタッフに関するアンケート「3 専門スタッフ」では、スポーツドクター、トレーナー、栄養士、アナリスト等と定義づけられた「専門スタッフ」の「質の確保・向上が必要」が課題として挙げられている。また、「Ⅲ. スポーツに関わる人材の活躍支援に向けた課題分析」の「3 人材確保・維持に向けた活動環境の課題と対応方針の検討（1）②」では、トップアスリートを支えるドクターや栄養士等、専門スタッフの確保に苦勞するという課題が指摘されている。これらの課題は、本研究科における人材養成像である上記①に対応している。

さらに、「Ⅲ. スポーツに関わる人材の活躍支援に向けた課題分析」の「3 人材確保・維持に向けた活動環境の課題と対応方針の検討（2）⑤」では、「パラスポーツにおいては医療的サポートが必須であり、ドクター、理学療法士等が指導者として選手に関わる。こうしたサポートが地域レベルでできる環境の構築が必要である。医療と支援学校との連携構築等、スポーツ専門家を軸に医療や教育といった多様なメンバーでチームを組んで選手を支えることが重要である。」とも指摘されており、これらの課題については、本研究科における人材養成像である上記②③に対応している。

（地域の人材需要の動向）

本研究科を設置する埼玉県では、「埼玉県スポーツ推進計画」（2018年度～2022年度）（資料8）が策定されている。

埼玉県スポーツ推進計画は、『スポーツ活動を推進していくためには、指導者や専門スタッフ、審判、スポーツボランティア等の人材を育成する必要があります。』（P35「（4）アスリートの育成の現状と課題」の「⑤スポーツ人材」）、『アスリートの競技力向上はもとより、県民のスポーツ活動や健康づくりに資するものとなるよう、本県ではスポーツ医・科学拠点施設の整備が検討されています。また、スポーツ医・科学の知見は、産業や健康等、様々な社会的な課題にも応用可能であることから、その活用を積極的に推進していく必要があります。なお、健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学では、アスリートの競技力向上や一般学生等のスポーツ活動に役立つ研究や教育活動の成果、データ等を集積しています。こうした知見を本県のスポーツ振興に効果的に活用できるよう、県内の大学に対して連携を働き掛けていくことも大切です。』（P36「（4）アスリートの育成の現状と課題」の「スポーツ医・科学の知見」）、『県体育協会や県内の関係大学との連携により、スポーツ医・科学を活用した競技力の向上対策を推進するとともに、スポーツ指導者やアスリートへの研修を充実します。』『スポーツ医・科学を活用したトレーニングや栄養指導等により、アスリートを支援します。』（P61「○スポーツ医・科学の知見を活用したアスリート支援」）等に言及している。これらは、本研究科の人材養成像である「アスリートパフォーマンス」に合致している。

また、『スポーツには大きな力があります。体を動かすという個人の楽しさや喜びにとどまりません。青少年の健全な成長や健康・体力の増進、生活習慣病の予防、その結果として健康寿命の延伸や、更にはスポーツを通じたつながりや賑わいの創出といった地域活性化など様々な効果があります。』（前文）とした上で、『スポーツによって得られる楽しさや喜び、勇気、友情、感動等の価値は、人生を豊かに彩ります。さらに、子供、高齢者、障害者、女性、外国人等、様々な人々がスポーツを楽しむことを通じて、スポーツは共生社会の実現に寄与する力を持っています。また、スポーツを楽しみながら、継続していくことは、生活習慣病の予防・改善や介護予防につながり、健康寿命の延伸にも貢献します。RW C 2019 や東京 2020 大会の開催を好機として、「する」スポーツとともに、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを推進し、様々な形でスポーツを楽しむ人を増やし、本県のスポーツ文化の醸成を図ります。』（P42「施策1 スポーツ参画人口の拡大」）とし、『幼児から高齢者までの各ライフステージに応じたスポーツの推進』（P44「2 ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進」の「主な取組

み)、スポーツを通じた健康づくりを取り組む者を増加させる『健康長寿埼玉プロジェクト等の普及』(同)等に言及している。これらは、本研究科の人材養成像である「ウェルネススポーツ」に合致している。

さらに、2018年に改訂され2022年度から年次進行で実施されることになった、高等学校学習指導要領(平成30年告示/保健体育編 体育編)(資料9)では、『スポーツに関わる人々の増加は、例えば、地域の人々の生活や社会環境にも様々な影響をもたらすようになっていることを理解できるようにする。また、スポーツを行う際には、提供者、利用者の双方が持続可能な社会の実現や共生社会の実現を視野に入れた取組が求められることについても理解できるようにする。』(P178「1 スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展」の「ア 知識」「(エ) スポーツが環境や社会にもたらす影響」とされており、「体育理論」においてスポーツと環境について取り上げている。また、埼玉県は「埼玉県環境基本計画」(資料10)を策定し、『自然体験など様々な機会における環境学習の実施』として、『低炭素社会に向けた環境学習の推進』『自然体験・学習施設における環境学習の推進』『循環型社会に向けた環境学習の推進』『森林環境教育や木育の推進』(「19 環境を守り育てる人材育成」「(1) 環境学習の機会の拡大」)を挙げているほか、『環境学習の担い手の育成』『環境保全活動の担い手の育成』『学校における環境教育の推進』を計画に位置付けている。なお、埼玉県スポーツ推進計画では、「(5) 本県のスポーツ資源の現状と課題」として「⑥スポーツに適した立地・自然環境」を掲げていることから、学習指導要領の内容に基づき、埼玉県内の自然環境を活用した、環境教育とスポーツを通じた人間教育を行うことができる人材が求められていると考えられる。この人材は、本研究科の人材養成像である「環境・スポーツ教育」に合致している。

加えて、埼玉県スポーツ推進計画では、『県民誰もがスポーツを楽しむ埼玉を実現し、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツによる地域の活性化等を推進していくためには、県民はもとより計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠となっています。市町村、学校や(公財)埼玉県体育協会、各競技団体、学校体育団体、(一社)埼玉県障害者スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会等のスポーツ団体、(一社)埼玉県医師会、国立スポーツ科学センター(JISS)及び県内大学等の専門機関、県内に本拠地を置くトップチーム、マスコミ、民間企業等との連携・協働が求められます。』(P62「第5章 計画の推進体制」の「(2) 市町村、学校、スポーツ団体、専門機関、トップチーム、マスコミ、民間企業等との連携、協働」)としているため、在学中にこれらの団体等と連携、協働することで、在学中の研究成果を活かし、修了後に当該団体等の職員等として活躍することが期待できる。以上により、本研究科が養成する人材は地域的な人材需要の動向を踏まえたものであるといえる。